

○弘前市議会録音テープ等の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市議会の会議録（委員会及び協議会の記録を含む。）の調製の補助のために会議の状況を電磁的記録として保存したもの（以下「録音テープ等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 録音テープ等は、いかなる事由があっても貸与しないものとする。ただし、会議録の作成を外部に委託するときは、この限りでない。

(保存)

第3条 録音テープ等は、会議録調製後1年間保存するものとする。

(消去)

第4条 録音テープ等は、保存期間満了後速やかに廃棄し、又はその内容を消去するものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月25日から施行する。